

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人 明秀福祉会  
第2 さつき認定こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額(副食費徴収免除加算なし)〉(分園)

別紙1

2号・3号認定

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児		副食費徴収免除 の場合の加算額
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
4月	185,360円	178,580円	116,670円	109,890円	73,030円	66,380円	58,710円	52,060円	4,500円
5月	185,360円	178,580円	116,670円	109,890円	73,030円	66,380円	58,710円	52,060円	4,500円
6月	185,350円	178,570円	116,660円	109,880円	73,020円	66,370円	58,700円	52,050円	4,500円
7月	185,350円	178,570円	116,660円	109,880円	73,020円	66,370円	58,700円	52,050円	4,500円
8月	185,350円	178,570円	116,660円	109,880円	73,020円	66,370円	58,700円	52,050円	4,500円
9月	185,330円	178,550円	116,640円	109,860円	73,000円	66,350円	58,680円	52,030円	4,500円
10月	185,300円	178,520円	116,610円	109,830円	72,970円	66,320円	58,650円	52,000円	4,500円
11月	185,300円	178,520円	116,610円	109,830円	72,970円	66,320円	58,650円	52,000円	4,500円
12月	185,270円	178,490円	116,580円	109,800円	72,940円	66,290円	58,620円	51,970円	4,500円
1月	185,270円	178,490円	116,580円	109,800円	72,940円	66,290円	58,620円	51,970円	4,500円
2月	182,800円	176,220円	115,090円	108,510円	72,200円	65,480円	58,060円	51,350円	4,500円
3月	188,030円	181,450円	120,320円	113,740円	77,430円	70,710円	63,290円	56,580円	4,500円

(注) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割りの計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。